

第 21 回香川県環境審議会生活環境部会

議 事 録

第 21 回香川県環境審議会生活環境部会議事録

1 日 時 平成 29 年 1 月 24 日 (火) 14:00～15:00

2 場 所 ルポール讃岐 2 階 中ホール

3 出席者

(出席委員)

- ・新見 治 委員 (部会長)
 - ・末永 慶寛 委員
 - ・須那 滋 委員
 - ・多田 正彦 委員
 - ・常川 真由美 委員
 - ・吉田 英子 委員
- 出席委員 6 名

(事務局)

- ・大山 環境森林部長
 - ・壺井 環境管理課長
 - ・谷久 環境管理課副課長
 - ・小西 環境管理課課長補佐
 - ・茂中 環境管理課課長補佐
 - ・佐藤 環境管理課副主幹
 - ・蓮井 環境管理課主任技師
 - ・中根 環境管理課技師
 - ・大倉 環境管理課主事
 - ・冠野 環境保健研究センター次長
- 事務局 10 名
(オブザーバー)
- ・佐藤 高松市環境指導課課長

4 欠席委員

- ・大西 秀人 委員
- ・三野 八重子 委員

5 議題

・審議

- ① 平成 29 年度水質測定計画 (案)
- ② 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画 (香川県) (案) 及び総量規制基準 (案)
- ③ 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正 (案)

・報告

- ① 平成 27 年度水質測定結果の概況

6 配布資料

- ・資料 1 : 「平成 29 年度水質測定計画 (案)」、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画 (香川県) (案) 及び総量規制基準 (案)」及び「香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正 (案)」について (諮問・付託)
- ・資料 2 : 平成 27 年度水質測定結果の概況
- ・資料 3 : 平成 27 年度水質測定結果
- ・資料 4 : 平成 29 年度水質測定計画 (案) の概要
- ・資料 5 : 平成 29 年度水質測定計画 (案)
- ・資料 6-1 : 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画 (香川県) (案) **【概要】**
- ・資料 6-2 : 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画 (香川県) (案)
- ・資料 6-3 : 総量削減計画 (香川県) (案) 新旧対照表
- ・資料 7-1 : 総量削減計画に基づく総量規制基準の設定について
- ・資料 7-2 : 化学的酸素要求量に係る総量規制基準 (現行)

- ・資料 7-3：窒素含有量に係る総量規制基準（現行）
- ・資料 7-4：りん含有量に係る総量規制基準（現行）
- ・資料 8-1：化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）
- ・資料 8-2：総量削減基本方針（瀬戸内海）対照表
- ・資料 8-3：瀬戸内海及び香川県における環境基準の達成状況と発生負荷量の推移
- ・資料 8-4：総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定に係るスケジュール
- ・資料 8-5：用語解説
- ・資料 9：香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正（案）の概要
- ・資料 10：香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正（案）に対するパブリック・コメントで提出された意見とそれに対する県の考え方
- ・資料 11：香川県環境審議会生活環境部会委員名簿
- ・資料 12：香川県環境審議会条例・香川県環境審議会運営規程

7 議事録署名委員

- ・須那 滋 委員
- ・常川 真由美 委員

【議 事】

谷久 副課長

会議に入ります前に、委員の皆様にご報告させていただきます。本日の会議開催に当たりまして、記者発表、県ホームページを通じて県民の皆様にご周知いたしましたところ、1名の傍聴希望者が来られております。御入場いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、ただいまから、香川県環境審議会生活環境部会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、環境森林部長の大山から御挨拶申し上げます。

大山 部長

皆さん、こんにちは。県の環境森林部長の大山でございます。

香川県環境審議会生活環境部会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。新見部会長様をはじめ、委員の皆様方には、お忙しい中御出席をいただき、誠にありがとうございます。また、平素から本県の環境行政全般にわたり、御支援、御協力をいただきまして、重ねてお礼申し上げます。

さて、本県には、瀬戸内海やため池など美しい自然環境が数多くあり、これらを次の世代に引き継いでいくことが、私たちに課せられた責任ではないかと考えてございます。しかしながら、高度成長期には、瀬戸内海は「瀕死の海」と言われるまで、水質汚濁が進みました。その後、瀬戸内海環境保全特別措置法が制定されるなど、各種の施策が講じられまして、水質の改善は一定進みましたが、海ごみの問題、人と海との関わりの希薄化、栄養塩の循環バランスの崩れによるノリの色落ちの問題など、依然として多くの課題を抱えております。

こうした中、県では、山・川・里（まち）・海を含む全県域を対象に、人が適切に関わることにより、健全な海の状態を保ち、より多くの恵みを受用できる豊かな海を目指す「里海」づくりの取組みを平成25年度から進めているところでございます。昨年4月には、里海について理解していただける方を増やすことなどを目的として、「かがわ里海大学」というものを開校いたしました。各講座には、全体として定員を上回る応募をいただいているところでございまして、今後これらの講座を通じて、県民の皆様にご海に関心を持っていただき、自主的な環境保全の取組みにつなげていただきたいと思いますと考えております。

本日、御審議いただきます総量削減計画は、瀬戸内海のような閉鎖性海域の水質を改善するため、海域に流入する汚濁物質の総量を削減していかようとする計画でございます。

この計画は、昭和54年から7次にわたり策定してきておりまして、汚濁物質の総量は着実に減少しておりますが、有機汚濁の指標である化学的酸素要求量、いわゆるCODの水質環境基準の達成率はまだまだ低い状況にあり、従来の各種対策を継続して実施することが必要であるとの、国の基本方針が示されたところでございます。

今回は、第8次の総量削減計画ということで、委員の皆様方におかれましては、専門的なお立場から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。私の御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

谷久 副課長

それでは、会議に移りたいと思います。

ただいま、委員の御出席の状況は、8名中6名でございます。従いまして、香川県環境審議会条例第7条第2項で定められた定足数を満たしており、本会議は成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、お手元の資料を確認させていただきます。本日配布しております資料は、次第の2ページ目にありますとおり、資料1から資料12となっております。インデックスで1から12を付けております。資料は揃っておりますでしょうか。

それでは、ここからの会議の進行は、審議会条例第7条第1項及び第5項の規定に基づき、部会長の新見先生にお願いいたします。新見先生、よろしくお願ひいたします。

新見 部会長

それでは、私の方で会議を進めさせていただきます。

今日は冬らしくなってきた雪が降るかなと思ったのですが、瀬戸内はこうやって冬もお日様に恵まれるという良い条件にあります。そういう我々の生活環境の状態をより良いものにしていくために、御意見をいただきます。よろしくお願ひしたいと思います。

まず、審議に入ります前に、審議会運営規程第4条第2項に規定されております、会議録に署名をいただく委員を私から指名させていただきます。

本日は、須那委員さんと常川委員さんにお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、審議に移りたいと思います。本日は次第にありますとおり、知事から諮問を受けております事案が3件あります。最初に「平成29年度水質測定計画(案)」について御審議いただきますが、あらかじめ香川県の水質の状況について御理解いただく方が、審議がよりスムーズに進むと考えられますので、まず、資料2にあります「平成27年度水質測定結果の概況」について、事務局の方から御説明をお願いいたします。

茂中 課長補佐

(資料2及び3に基づき「平成27年度水質測定結果の概況」について説明)

新見 部会長

ありがとうございました。ただいまの事務局からの報告につきまして、御質問等ございませんでしょうか。よろしくお願ひいたします。

新見 部会長

よろしいでしょうか。一つだけ御説明いただけたらと思います。毎年このような環境基準が達成できているかどうかという表を示していただいて、中々うまく達成できないという状況があったのですが、平成27年度の場合には従来60%ぐらいだった河川のBOD環境基準達成率が86%と、かなりのパーセンテージが改善されたと思います。データを見せていただくと、A類型やB類型のところで改善された。データそのものの変化はそれほどないのかも知れませんが、このあたりのことについて、改善された要因とまではいかななくても、説明がありましたら、折角の機会ですから御紹介いただきたいと思います。

壺井 課長

大きな河川では上流と下流の2水域に分けて類型指定しているところがあり

まして、河川全体で 35 水域ございます。35 水域すべての平均の BOD 値を平成 25 年度、26 年度、27 年度と比べますと、平成 25 年度が 2.7 mg/L、平成 26 年度が 2.4 mg/L、平成 27 年度が 2.1 mg/L と、着実に良くなってきております。これは生活排水処理施設の整備のような対策が進んだお蔭かと考えております。先ほど申しましたのは BOD の平均値でございましたけれども、環境基準の達成・未達成につきましては、75%値というものを使います。BOD を毎月測りますので、1 年間で 12 個の水質のデータが得られます。データを水質の良いものから順に並べて 9 番目のデータが 75%値ということで、それを環境基準の値、例えば A 類型であれば 2 mg/L、B 類型であれば 3 mg/L という数字と比べて評価します。環境基準が未達成から達成になった 6 水域を見ると、平成 26 年度は春先に超過している、水質が悪いときがございましたが、平成 27 年度は春先に降水量がありまして、水質が良くなったということも 1 つの要因かと思えます。気象の状況と、従来私どもが行ってきた生活排水対策が相まって、平成 26 年度に比べて 6 水域も達成水域が上がったのではないかと考えております。

新見 部会長

ありがとうございました。

よろしいでしょうか。それでは、次の審議に移りたいと思います。知事から諮問を受けております「平成 29 年度水質測定計画（案）」について、事務局から御説明をお願いします。

茂中 課長補佐

（資料 4 及び 5 に基づき「平成 29 年度水質測定計画（案）」の説明）

新見 部会長

ありがとうございました。ただいま「平成 29 年度水質測定計画（案）」について御説明いただきましたが、御質問や御意見がございましたらお願いいたします。

常川 委員

調査の変更点のところ、調査地点が変更になるということは、今まで調査していたポイントはもう比較できなくなって、平成 29 年度はまた新しい形でそこから 2 年若しくは 3 年の結果を見て考察するという形になるという理解で構いませんか。

茂中 課長補佐

そのとおりですね。

常川 委員

それは、なぜ 2 年とか 3 年という形で定めているのですか。高松市は 4 年ですが。

茂中 課長補佐

こちらは健康項目ですので、何年間か継続して検出されていないという場合には、効率化の観点から、全地点を毎年するのではなく、何年かおきに、インターバルを空けて測定していくという方法になっております。

常川 委員

2 年で変わるのだけれども、過去を振り返ることはできるということですか。

茂中 課長補佐

そうですね。

常川 委員

分かりました。

新見 部会長

他にございませんか。

前年度に引き続く形で測定計画を策定するということでしたが、特に大きな問題が出てくることもなさそうかと思います。

それでは、特に御意見もございませんようですので、この審議内容について、本部会として、諮問のとおりで差し支えないということで決議してよろしいでしょうか。

(異議なし)

新見 部会長

ありがとうございました。

それでは、次の審議事項に移りたいと思います。「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(香川県)(案)及び総量規制基準(案)」について、事務局の方から御説明をお願いいたします。

茂中 課長補佐

(資料 6 及び 7、8 に基づき「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(香川県)(案)及び総量規制基準(案)」の説明)

新見 部会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から御説明いただきましたが、御意見、御質問をお願いいたします。

常川 委員

この計画の中で、若干の加筆があると思います。資料 6-3 の 8 ページの (2) について、少し内容が厚くなっていると思うのですが、これについての理由やコメントをいただけるようでしたらお願いします。

蓮井 主任技師

具体的な内容が追加されている部分として、基本方針、資料 8-2 を見ていただけたらと思います。国の定めた基本方針が第 7 次と第 8 次でどう変わったかということを表している表になるのですが、そちらの 5 ページをご覧ください。在り方の中で、「水質浄化及び生物の生息・生育空間の確保の観点から、護岸等の更新時等には、環境配慮型構造物の採用に努める必要がある」という内容が、新たに基本方針の中に盛り込まれまして、こちらを県計画にも反映させた形になっております。

末永 委員

1 点よろしいですか。今のところは、多自然川づくりや養浜事業を推進することの中に、具体的な方法を加えられたということではないのですか。7 次の方は具体的な話を書いてなくて、8 次の方は、護岸等の整備や既存の護岸の補修・更新時に環境に配慮した構造形式等を採用するという意味ではないのですか。具体的なものが加えられたというように読めるのですが。

蓮井 主任技師 多自然川づくりや養浜事業についても、もちろん護岸等の整備は入っているのですが、主に新たに付け加えられたのは海岸等での護岸等の整備で、海岸等に護岸を補修・更新するときには環境への配慮も検討するという国の基本方針どおりの内容で、県でもこちらを実施していくために計画に盛り込んでいるものです。

末永 委員 「自然浄化機能を向上させ」の後に加えられているのですね。

蓮井 主任技師 はい。

新見 部会長 御意見は他にありませんでしょうか。

質問等はございましたが、本日の審議において、事務局案について修正の必要なしとしたいと思いますがよろしいでしょうか。今後、県がパブリック・コメントを実施することとなっておりますので、その結果を踏まえて、私の判断で決議としたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

新見 部会長 ありがとうございます。

それでは、次の審議事項に移りたいと思います。「香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正(案)」について、事務局から御説明をお願いいたします。

佐藤 副主幹 (資料 9 及び 10 に基づき「香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正(案)」について説明)

新見 部会長 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、御質問等ありましたらお願いいたします。

須那 委員 クロロエチレンの発生源については、県内に使う施設がないということで、汚染の可能性はないということなのでしょうか。土壌汚染については、これからどのように取り組まれるのでしょうか。

佐藤 副主幹 使用状況については、資料 9 の裏面の 2 で、PRTR データとしてはないと書いているのですが、PRTR データというのはある程度大きいところを拾っているのですが、実際のところは、水質等検査機関が検査するときに、標準物質として少量は使っていると思われます。それと、クロロエチレンは塩素原子が 1 つ結合している物質なのですが、塩素原子が 4 つ、3 つ、2 つという物質もありまして、これらの物質の使用は、実際香川県でもございます。これらが土壌、地下水に入って、その後最終的に分解されてなくなりますが、その過程の中でクロロエチレンが検出される可能性は十分懸念されます。今回の規制については、

先ほど申し上げたように大規模な使用というのは香川県内で無いのですが、今後、県内で追加的に使用される可能性もありますので、後追いよりは、国と同じタイミングで規制をかけていきたいと、そういう考えで進めております。

須那 委員

塩素系の化合物の分解過程でクロロエチレンを検出する可能性があるということでしたが、塩素系溶剤で地下水が汚染されている場所はチェックする必要があるのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

佐藤 副主幹

おっしゃるとおりで、塩素原子が4つのものや3つのものの地下水汚染は現状香川県内で存在しておりまして、その汚染がなくなったと判断する際には、4つのものがなくなったら終わりということではなく、1つのもの、要はクロロエチレンを含めてきれいになった段階を浄化の最終段階と考えておりますので、地下水に関してはフォローが必要な物質だと考えております。

須那 委員

分かりました。

新見 部会長

ありがとうございました。他にございますか。よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見もございませんでしたので、この審議内容に関して、本部会として諮問のとおりで差支えないとしてよろしいですか。

(異議なし)

新見 部会長

ありがとうございます。

なお、審議会運営規程第6条第2項では、部会の審議結果を会長に報告することとなっており、第7条第1項では、部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができるとなっております。会長の同意を得まして、本決議を審議会としての決議とさせていただきたいと存じます。

その他に事務局から報告等はございませんでしょうか。

壺井 課長

ございません。

新見 部会長

折角の機会ですから、全体を通じまして、委員の方から何か御意見や御質問がございませんでしょうか。よろしく願いいたします。

末永 委員

pHが測定項目に入っているのですが、特に大きな問題は出ていないと思って良いのですか。

茂中 課長補佐

水質で中心となるのはBOD、CODなのですが、pHは特異的な、異常な値は出ておりません。平成24年度に、水質類型の見直しのやり方をこの部会で決議していただきまして、それに基づいて、我々の方で各年度の水質測定結果が出る度に、見直し対象に該当するか否かを確認しています。今年度はその基準に見合った水域が出てきておりませんので、この場で資料としてお示しして

ないのですけれども、その中には pH も 1 つの指標として入っておりまして、それらを見比べましても、特異的なものは見受けられません。

末永 委員

ありがとうございます。

新見 部会長

今のことに関連して、資料 2 の 3 ページの下あたりに、環境基準見直しの経緯が示されております。そのあたりをご説明いただけますか。

佐藤 副主幹

それでは説明させていただきます。資料 2 の 3 ページの E が D に変わっているところ等になりますけれども、一般的に環境基準を定める場合、有害物質は統一的な基準がありますが、生活環境項目と言われる項目については、水域ごとに利用形態、水道に使っているとか工業用水に使っているとか、そういう利用形態によってどの類型を当てはめるか決めていくという流れになっております。ですから AA から E までの複数の類型があるのです。その中で、平成 24 年度に御議論させていただいたときに、例えば利用形態から言うと E であっても、水質としては D をクリアできているレベルにある河川が存在しておりました。そういった河川についてずっと E の基準を当てはめていると、水質が悪くなってもいいじゃないかという誤解を招きかねないというお話もありまして、利用形態は E であっても、D の基準を守れるようであれば、D に変更して行政の目標として頑張っていこうということになりまして、上の基準を達成できる河川については上の基準を当てはめていっております。そういった理由で、少しずつ D と E の数が変わっているということになります。

壺井 課長

補足して説明させていただきますと、類型の見直しについては、B 類型以下では 5 年連続上位の類型の環境基準を満足していれば上位に見直し、A 類型では 10 年連続で AA 類型を満足している場合に AA 類型に見直すというように定めております。高松区域の摺鉢谷川が、今は D 類型ですが、現状 C 類型の環境基準を 3 年間連続して達成しておりますので、あと 2 年ばかり C 類型の基準を満足していれば、D 類型から C 類型に見直しをしようと考えております。他はまだしばらく上位類型への見直しはございません。

新見 部会長

ありがとうございました。

多田 委員

意見というほどではないのですが、漁業の立場から一言言わせていただきたいと思っております。窒素・リンの総量規制、これは平成 15 年から始まったと思うのですが、漁業にとりましては窒素・リンというものは非常に重要であります。一般の方ですと海がきれいになるというのは良いことなのでしょうけれども、漁業にとりましては中々難しいところがありまして、瀬戸内海の中の他の県にしましても、極端なことを言えば、総量規制なんか取っ払えというような意見の県もあります。特にノリ関係が盛んな県はこういう意見が多いです。ただ香川県の場合、魚類養殖もありますので一概にそういう意見は乱暴だということで、相反するところなんです。この資料の中に栄養塩の管理のあり方の検討

という文章があったのですが、このあたり細かくですね、できるかできないか分からないのですが、香川県で一律の規制というのではなく、例えば湾・灘ごと、季節ごとといった総量規制のやり方というものも検討していただきたい。特にノリ養殖は冬場で、魚類養殖のない時期ですので、実際今も一部の下水処理場では排水処理等を基準内で緩めていただいているということなのですが、そのあたりを今後考えていただいて、総量規制を進めていただきたいというのが漁業関係者の意見です。よろしくお願いします。

常川 委員

ダム調査のことなのですが、最近他のダムの水温が全然下がってない、四国、香川ではどうなのかという質問がありまして、県内のダムに関して pH 等は測っているということなのですが、補足するデータとして水温等も定期的に情報収集されているのか、またそれが参照できる形になっているのか、もしお構いなければ教えてください。

中根 技師

ただいまの質問に関してですが、水温等は測定に付随するデータとして毎回測っております。その結果を冊子にはまとめていないのですが、香川の環境という県のホームページに水温のデータも載せております。月ごとのデータではないのですが、年平均値や最大値、最小値は載せておりますので、そちらで確認していただくことは可能です。

末永 委員

それは水温だけですか。

中根 技師

例えば河川でしたら、水温、気温、あと流量ですね。

末永 委員

そこでやはり欲しいのは、栄養塩のデータですね。先ほど出ました季節ごとの規制の根拠になってくるのではないかと思います。あまり栄養塩のデータは取ってないのですよね。

中根 技師

窒素、りんについては河川でも測っております。環境基準点で。

末永 委員

それも見られるのですか。

中根 技師

はい、それもご覧いただけます。

末永 委員

ありがとうございます。

新見 部会長

よろしいでしょうか。

それでは、これを持ちまして本日の環境審議会生活環境部会の審議を、終了させていただきます。委員の皆様、御審議いただきましてありがとうございます。

谷久 副課長

新見部会長様はじめ、委員の皆様方には、大変貴重な御意見等をいただきま

して誠にありがとうございました。

今後とも、なお一層の御支援、御指導をお願いいたします。これをもちまして、環境審議会生活環境部会を終了いたします。本日は、誠にありがとうございました。